

補助対象者の要件（共通要件）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
すべての補助対象設備	<p>(1) 佐倉市に納付すべき税を滞納していないこと。</p> <p>(2) 設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。)</p> <p>(3) 補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。</p>

補助対象者の要件（補助対象設備ごとの要件）

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、V2H 充放電設備	<p>(1) 佐倉市内に住所を有する個人であること。 （佐倉市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又は佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
窓の断熱改修	<p>(1) 佐倉市内に住所を有する個人であること。 （佐倉市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又は佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p> <p>補助対象設備を導入する住宅が、補助事業を実施する者が管理する、佐倉市内に所在する共同住宅又は長屋該当する場合</p> <p>(1) 補助対象設備を設置する佐倉市内のマンション等のマンション管理組合であること。</p> <p>(2) 補助対象設備を設置するマンション等において、佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。</p>
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	<p>(1) 佐倉市内に住所を有する個人であること。 （佐倉市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。）</p> <p>(2) 補助対象設備を導入する住宅において、導入する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、申請者が佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
集合住宅用充電設備	<p>(1) 補助対象設備を設置する佐倉市内のマンション等のマンション管理組合又は所有者であること。</p>

	<p>(2) 補助対象設備の設置にあたって、国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定通知を受けていること。</p> <p>(3) 同一の工事において、佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。</p>
住民の合意形成のための資料	<p>(1) 集合住宅用充電設備を設置しようとする佐倉市内のマンション等のマンション管理組合であること。</p> <p>(2) 同一の工事において、佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。</p>
住宅用太陽光発電設備	<p>(1) 佐倉市内に住所を有する個人であること。 (佐倉市への実績報告の日までに住民登録をする場合を含む。)</p> <p>(1) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、佐倉市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又は佐倉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>

※定置用リチウムイオン蓄電システム及び住宅用太陽光発電設備の設置者又は自らと同一の世帯を構成する者が、県の他の同種の補助金の交付を重複して受けていないこと。